

## 期間入札の公告

令和 7年 9月19日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木下竜哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 7年10月 8日から 令和 7年10月16日まで
開札期日	日 時 令和 7年10月23日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月 6日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	

物件番号	売却基準価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
	買受可能価額 (円)			固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	6,540,000 5,232,000	一括	1,310,000	57,057	17,316
1	1,930,000				
2	4,610,000				
備考					

## 物 件 目 録

- 1 所 在 河内長野市大師町  
地 番 85番298  
地 目 宅地  
地 積 257.61平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1
- 2 所 在 河内長野市大師町85番地298  
家屋 番号 85番298  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 115.76平方メートル  
2階 33.86平方メートル  
(現況)  
床 面 積 1階 約119.36平方メートル  
2階 約47.76平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1

## 物 件 明 細 書

令和 7年 4月 11日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木 下 竜 哉

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 河内長野市大師町  
地 番 85番298  
地 目 宅地  
地 積 257.61平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1
- 2 所 在 河内長野市大師町85番地298  
家屋 番号 85番298  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 115.76平方メートル  
2階 33.86平方メートル  
(現況)  
床 面 積 1階 約119.36平方メートル  
2階 約47.76平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1

令和 7年(ケ)第 1号  
令和 7年 2月 6日受理  
令和 年 月 日提出  
**7.3.18**

# 現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 谷 本 雅 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 河内長野市大師町  
地 番 85番298  
地 目 宅地  
地 積 257.61平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1
- 2 所 在 河内長野市大師町85番地298  
家屋 番号 85番298  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 115.76平方メートル  
2階 33.86平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり								
住居表示	大阪府河内長野市大師町10番2号								
<b>土地</b>	物件1								
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )								
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり <input type="checkbox"/>								
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり								
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)								
その他の事項	「その他の事項」のとおり								
<b>建物</b>	物件2								
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる( <input checked="" type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階約119.36㎡・2階約47.76㎡								
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:
{	種類:								
	構造:								
	床面積:								
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり								
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)								
その他の事項	「その他の事項」のとおり								
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない 地方裁判所 支部 平成 年( )第 号 <input type="checkbox"/> ある [ 保管開始日 平成 年 月 日								
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり								

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## その他の事項

### 1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 ①所有者らの通称の氏, ②株式会社ボンサンテ及び「経絡 リンパマッサージ IASIS イアシス」
- (2) 郵便受けの表示 なし(上記①の表札とほぼ一体)

### 2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ, その形状は別紙土地建物位置関係図(概略)のとおりであり, 公簿面積とほぼ一致すると思われるが, あくまで概測に基づくものであり正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっており, 別紙土地建物位置関係図のとおりカーポートや屋根等の附属工作物がある。
- (3) 北側において幅員4m以上の建築基準法上の道路に接している。
- (4) 目的土地は東端付近より西端付近の方が高く, それに伴って北側接面道路は東側付近で目的土地とほぼ等高に接しているが西側に向けて下り傾斜になっている。さらに目的土地内にも高低差があり, 敷地部分は東側付近(カーポートの南側)で約0.7m~0.8m位高く, 西側付近では約1.7m~1.8m位高くなっている。

### 3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は別紙間取略図のとおりであり, 1階2階共に建増しがあり目的建物と接合して一体利用されているため増築に当たると認める。なお, 増築部分の床面積についてはあくまで概測結果によるため正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 室内の状況は別紙添付写真のとおりであり, ベッド等の動産類が多少存在するが, テレビ, 冷蔵庫及び洗濯機は見当たらず, 4枚目記載の陳述にもあるとおり現に住居や営業所としては使用されていない。
- (3) 特に大きな損傷等は見当たらず, 概ね経年相当の劣化, 損耗の範囲内にあると思われる。

### 4 その他の状況について

西側屋根下のウッドデッキ上には雑多な動産類が置いてあった。

以上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者Bの破産管財人	目的建物にはBの母であるAが住んでおり、確か同建物でエステサロンのような仕事をしていると聞いています。
■所有者A	<p>1 私は目的建物から既に転居しており、目的建物内には処分しきれなかった物が残っています。</p> <p>2 表示のある株式会社ボンサンテについては、私が代表者を務める法人ですが、もう今は目的物件で営業していません。また「イアシス」というのは同法人による営業上の名称です。</p> <p>3 私が住んでから目的建物をリフォームし、営業用に室内の間仕切りを変えたりしましたが増築はしていません。</p> <p>4 ウッドデッキの上にある動産類の中には一部近所の人から借りている物がありますので返却する予定です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

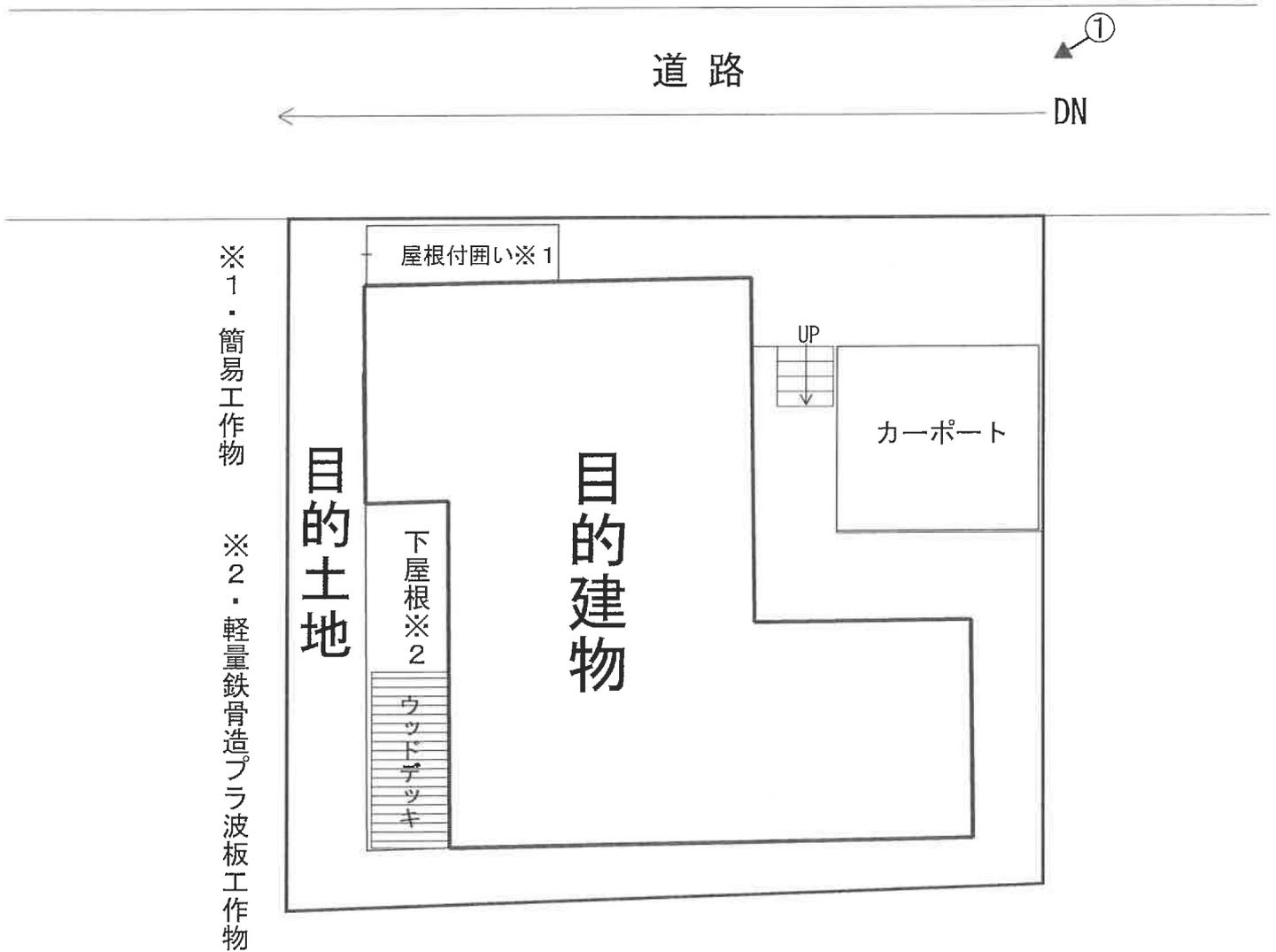
関係人の陳述，提示文書および立入調査の結果から，目的建物は所有者らが住居（空き家）として使用，占有しているものと認める。

以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年 2月 6日	執行官室	所有者Bの破産管財人に照会書送付(回答あり)
R7年 2月13日 11:25-11:30	執行官室	所有者Bの破産管財人から電話を受けて事情聴取
R7年 2月18日 14:55-15:05	大阪法務局富田林支局	公図等調査
R7年 2月18日 16:00-16:05	河内長野市役所	道路関係調査
R7年 2月19日 10:30-10:45	物件所在地	物件及び占有調査(不在), 照会書等投入(回答あり)
R7年 3月 3日 9:25-9:30	物件所在地	占有調査(不在), 在宅要請書投入
R7年 3月 3日 11:40-11:45	執行官室	所有者Aに電話(着信あり)して事情聴取
R7年 3月10日 11:20-12:00	物件所在地	立入調査(評価人帯同), 所有者Aと面談
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

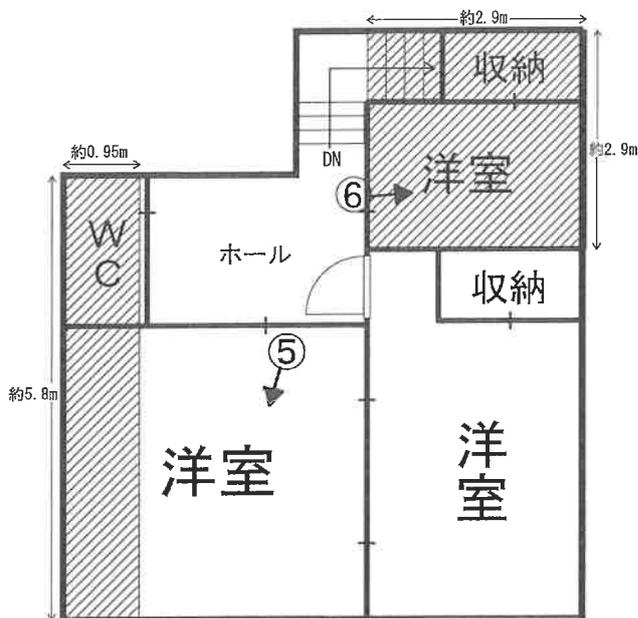
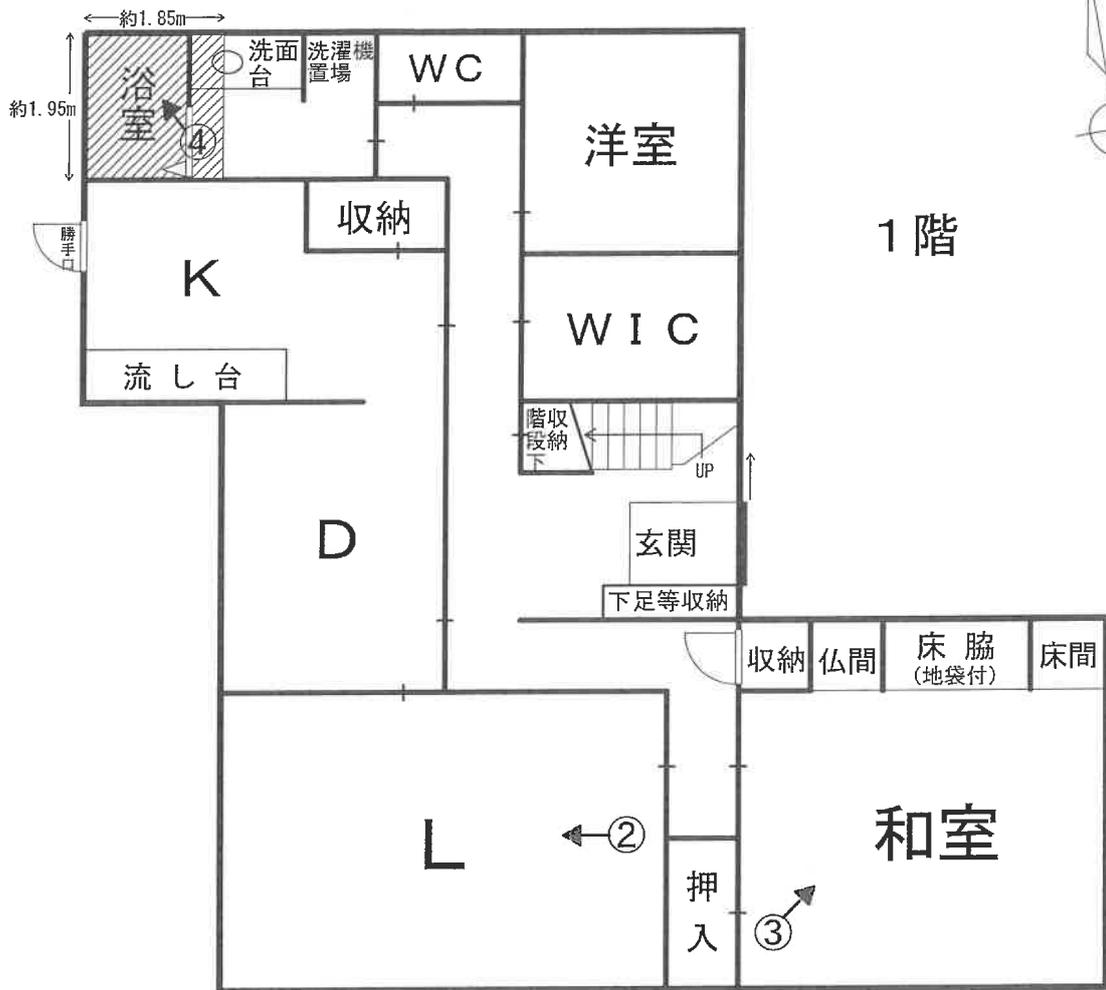
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図（概略）



←○写真撮影位置・方向

# 間取略図



←○写真撮影位置・方向

増築部分 1階 約3.6㎡  
 2階 北東側約8.4㎡ 西側約5.5㎡ 検尺は概測である

目的建物



①

目的土地

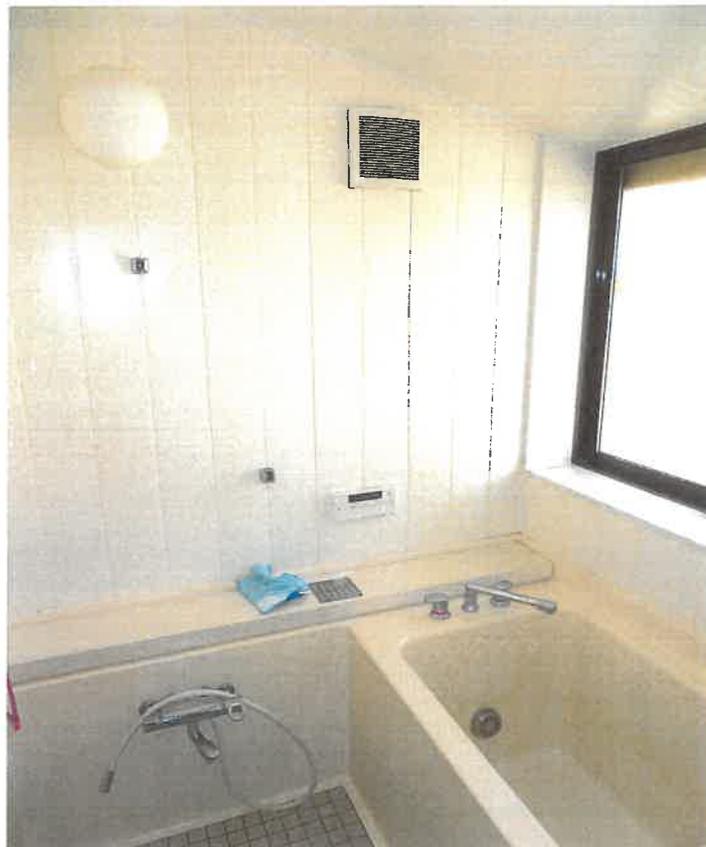


②



③

増築部分に当たる浴室



④

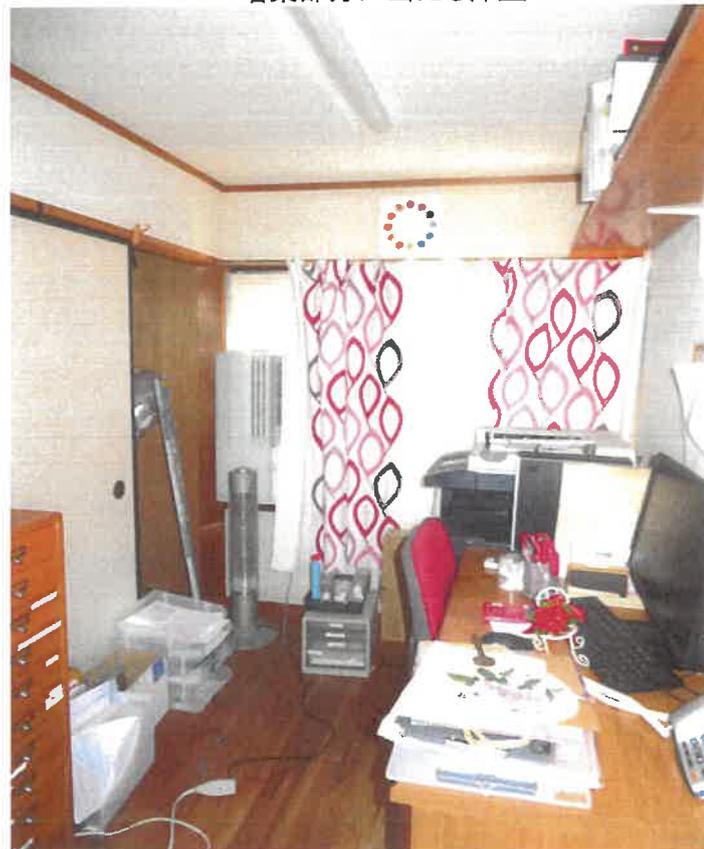
( 10 枚目 )

増築部分



⑤

増築部分に当たる洋室



⑥

## 求 意 見 書

前 田 陽 子 殿

令和 7年 6月27日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木 下 竜 哉

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

---

## 意 見 書

売却基準価額の変更は、

- ① 相当である。
- (2) 不相当である。

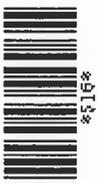
(3) その他

令和 7年 7月 4日

評価人

前 田 陽 子

印



## 物 件 目 録

- 1 所 在 河内長野市大師町  
地 番 85番298  
地 目 宅地  
地 積 257.61平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1
- 2 所 在 河内長野市大師町85番地298  
家屋 番号 85番298  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 115.76平方メートル  
2階 33.86平方メートル  
(現況)  
床 面 積 1階 約119.36平方メートル  
2階 約47.76平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1





令和7年(ケ)第1号  
令和7年3月10日現地調査  
令和7年3月28日評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

# 評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

前 田 陽 子

## 第1 評価額

一括価格	
金 9,330,000 円	
内訳価格	
物件 1	金 2,750,000 円
物件 2	金 6,580,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	物件目録及び地積測量図と現地概測数量は概ね一致した。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特記事項		
2	<p>・法務局に備え付けられた建物図面をもとに現地にて目的建物を確認の結果、1階北西側に約3.6㎡、2階北東側に約8.4㎡、2階西側に約5.5㎡の増築部分が認められる。これらの増築時期は不明である。</p>		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	南海高野線「河内長野」駅 南東方 道路距離 約1100m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中規模一般住宅が区画整然と建ち並ぶ丘陵地の住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	防火規制	ない
	その他の規制	法22条区域, 外壁後退1m, 高さ10m, 宅地造成等工事規制区域(旧法もあり), 建築協定「楠翠台地区」(最低敷地180㎡、原則専用住宅とするなど)
画地条件	規模	257.61㎡
	形状	略長方形
	間口・奥行	間口約16.9m(北側)・奥行約15.6m
	高低差等	緩傾斜地
接面道路の状況	北側	幅員約4.6m舗装市道(法42-1-1号道路)に0m～約1.7m高く接面。
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	東側	住宅
	西側	住宅
	北側	道路
	南側	住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり(処理区域内)
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和47年・同56年・同63年の住宅地区の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容についての詳細は専門家による土壌調査を要する。	

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法務局に備え付けの地積測量図をもとに現地にて目的土地を確認した結果、地積は概ね登記面積通り、形状は地積測量図通りと認められる。</li><li>・目的土地の東側にカーポートが設置されている。また目的建物の北西側にポリカーボネートの囲い、目的建物の西側にウッドデッキとポリカーボネートの屋根が設置されている。さらにπウォーターシステムという浄水装置がある。</li><li>・全体的に西向き緩傾斜地で、目的土地の北東端は道路と等高であるが、北西端では最大約1.7mの高低差がある。また敷地内にも段差がある。</li><li>・目的土地は建築協定「楠翠台地区」に含まれており、建築行為等を行う際には建築協定運営委員会への連絡が必要である。詳細は担当課に確認されたい。</li></ul>
---------	--

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数	建築年月日 （登記記載）昭和51年7月20日 新築 経過年数 約49年 経済的残存耐用年数 約10年	
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	吹付ほか
	内 壁	塗り壁・板貼ほか
	天 井	板貼ほか
	床	フローリング・畳ほか
	設 備	電気, 給排水設備等
	そ の 他	食洗機
床面積（現況）	延 167.12㎡ 1階北西側に約3.6㎡、2階北東側に約8.4㎡、西側に約5.5㎡の増築がある。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	5LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	債務者兼所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的建物の1階北西側に未登記増築部分があり、現地概測の結果約3.6㎡と認められる。また2階北東側と西側にも未登記増築部分があり、各々約8.4㎡、約5.5㎡となっている。いずれも目的建物と一体的に利用されており、増築時期は不明である。</li> <li>・目的建物は築後約49年経過している。所有者によればリフォームを行ったとのことで、建物の外壁にひび割れがいくつか見られ、建物内部については内壁に若干汚れが認められる程度で、特に大きな損傷等はない。経年以上に維持管理の状態は良好と思われる。</li> <li>・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</li> <li>・目的建物は完了検査を受けている。</li> </ul>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	46,600	0.95	257.61	0.85	9,694,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 河内長野-1

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 47,500 \text{ 円/㎡} & \times 100/100 & \times 100/102 & \times 100/100 & \doteq 46,600 \text{ 円/㎡} & \end{array}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02
◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00
イ 個別格差:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	0.95	0.95

※その他: 接面道路との高低差

ウ 地積: 登記数量による。

エ 建付減価: 土地と建物の適応状況からみて-15%が適切と判断した。

#### ② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	180,000	167.12	0.17	5,114,000

ウ 現価率

経過年数 約49年

経済的残存耐用年数 約10年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{array}{l} \text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 10\text{年} / (\text{経過年数} 49\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 10\text{年}) \} \\ \times (1 - 0.2) \doteq 0.17 \end{array}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	9,694,000	0.55	法定地上権	5,332,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ]
1	9,694,000	-5,332,000		0.90	0.70	0.00	2,750,000
2	5,114,000	+5,332,000	1.00	0.90	0.70	0.00	6,580,000
一括価格 (合計)							9,330,000

#### ウ 占有減価

本件の場合不要。

#### エ 市場性修正

原則として画地の分割ができないこと、アスベスト使用の可能性を否定できないこと等を総合的に勘案した。

#### オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

#### カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示【河内長野ー1】

所 在 : 河内長野市大師町85番371  
価 格 : 47,500円/㎡  
位 置 : 南海高野線「河内長野」駅 南東方 約1,300m(道路距離)  
価 格 時 点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 271㎡  
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水  
接 面 街 路 : 東5.7m市道  
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率100%)  
地 域 の 概 要 : 中規模住宅が多い傾斜のある丘陵地の住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1	8,320,803 円
物件2	2,378,628 円

## 第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

## 物 件 目 録

- 1 所 在 河内長野市大師町  
地 番 85番298  
地 目 宅地  
地 積 257.61平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1
- 2 所 在 河内長野市大師町85番地298  
家屋 番号 85番298  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 115.76平方メートル  
2階 33.86平方メートル  
共有者 A 持分5分の4  
共有者 B 持分5分の1



# 位置図

最寄駅

公示地

対象不動産

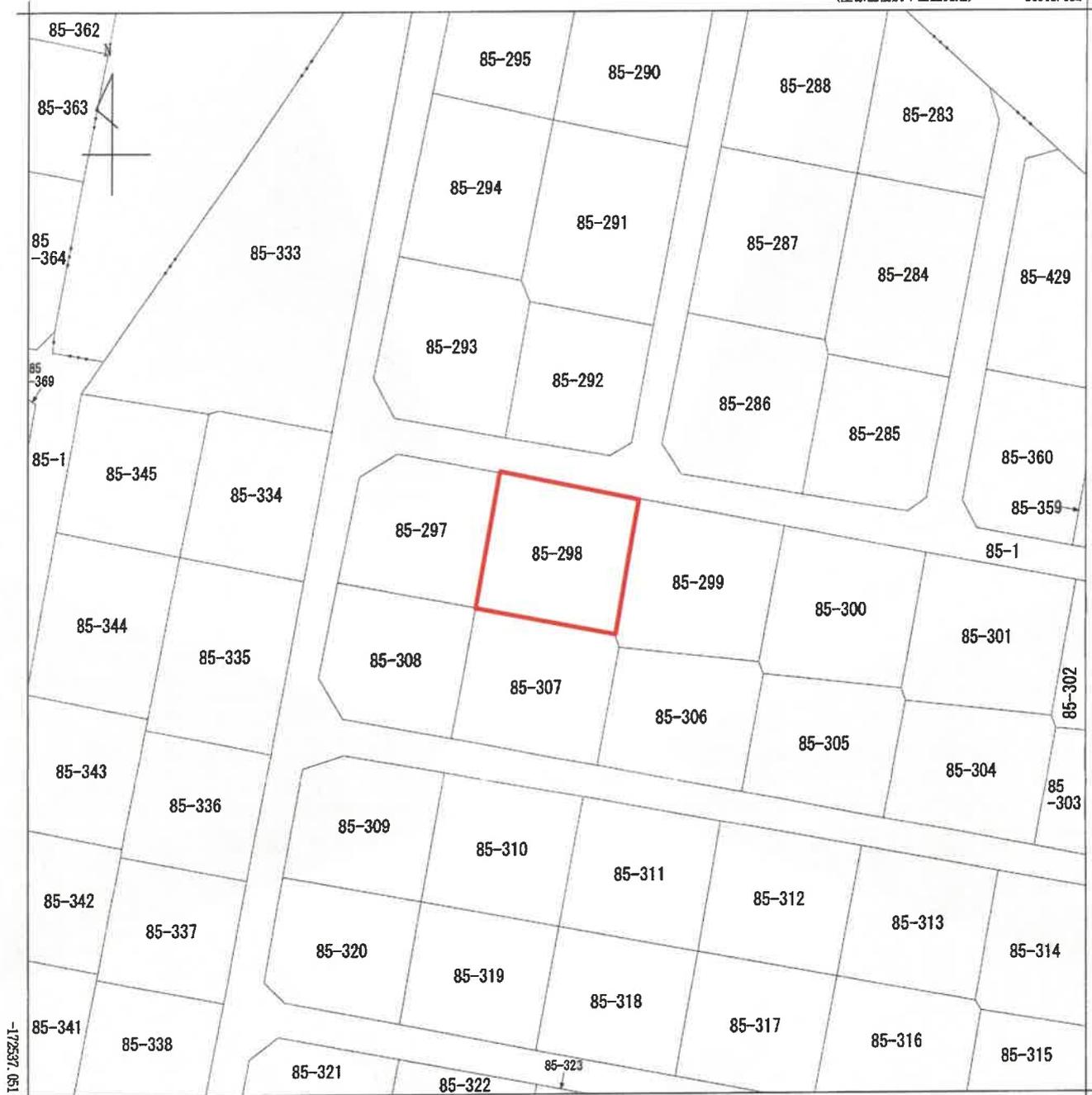
A4判に縮小

この地図は大阪府の承認を得て  
作成したものである  
承認番号：平成17総計第1995号



# 公図写

(座標値種別：図上測定) -38962.822



-39087.822 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	河内長野市大師町		地番	85番298		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面 (街区成果B)	種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成23年3月		備付年月日 (原図)		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局富田林支局管轄)

令和6年12月19日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：9-1

(1/1)

A4判に縮小

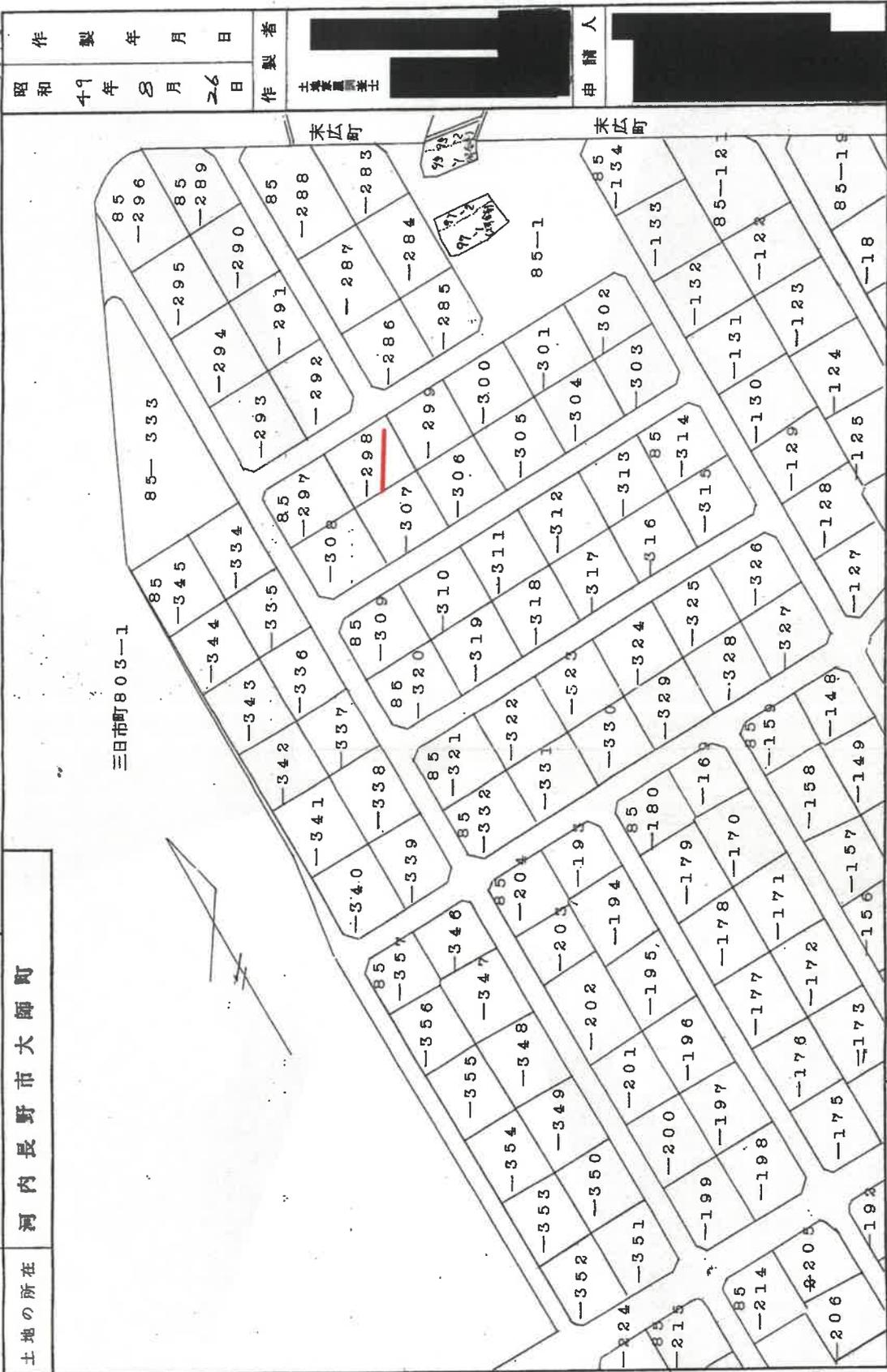
登記年月日：昭和49年8月27日

0161371

土地所在図

前番 85-283-357 (後・新)

河内長野市大師町



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/1000

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
(大阪法務局豊田林文高(簿巻))  
昭和6年12月19日 東京法務局中野出張所 登記官

登記年月日：昭和49年8月27日

0161376

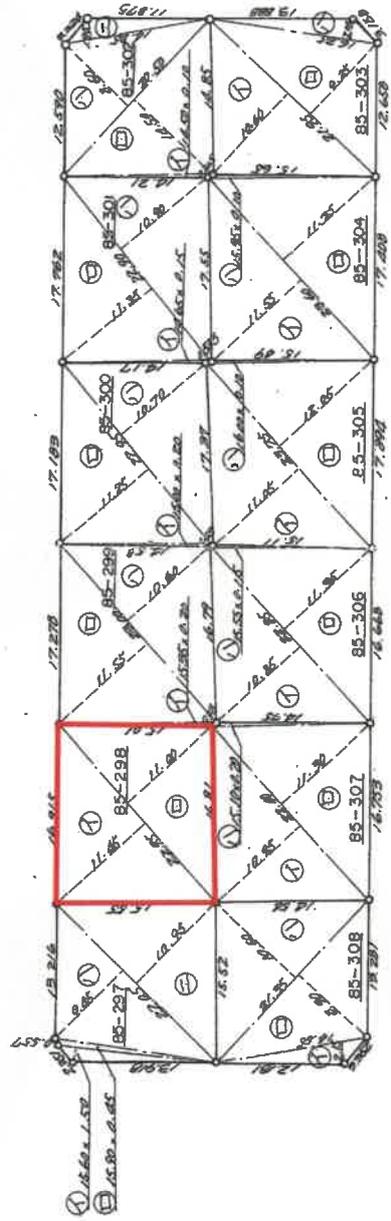
前お-後・新

地番 85-297 85-300

土地の所在 河内長野市大師町

# 地積測量図

昭和49年7月20日	製作年月日	作製者	[Redacted]
49.8.27		申請人	[Redacted]



縮尺 1/500

A 4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局富田林及局管轄)

令和6年12月19日

東京法務局中野出張所

登記官

登記年月日：昭和49年8月27日

0161377

# 地積測量図

地番 85-297 ~ 85-308

土地の所在 河内長野市大師町

昭和49年7月20日 製作  
 昭和49年7月20日 製作  
 申請人

85-297  
 イ 15.60 x 1.50 = 23.4000  
 ロ 15.90 x 1.05 = 16.6950  
 ハ 22.85 x 9.45 = 215.9225  
 ニ 22.05 x 10.95 = 240.8475  
 合計 576.7650  
 1/2 288.3825

85-301  
 イ 14.65 x 1.15 = 16.7475  
 ロ 22.80 x 1.15 = 26.2200  
 ハ 22.90 x 0.90 = 20.6100  
 合計 64.5775  
 1/2 32.2887

85-306  
 イ 22.85 x 10.85 = 247.9225  
 ロ 22.85 x 11.35 = 259.3475  
 ハ 15.55 x 0.15 = 2.3325  
 合計 509.6025  
 1/2 254.8012

85-298  
 イ 22.95 x 11.45 = 262.7775  
 ロ 22.95 x 11.00 = 252.4500  
 合計 515.2275  
 1/2 257.6137

85-302  
 イ 14.50 x 0.10 = 1.4500  
 ロ 20.50 x 0.50 = 10.2500  
 ハ 20.50 x 0.60 = 12.3000  
 ニ 14.25 x 1.85 = 26.2625  
 合計 50.2625  
 1/2 25.1312

85-303  
 イ 23.75 x 11.05 = 262.9375  
 ロ 23.75 x 12.05 = 286.1875  
 ハ 16.00 x 0.10 = 1.6000  
 合計 550.7250  
 1/2 275.3625

85-299  
 イ 15.35 x 0.20 = 3.0700  
 ロ 23.00 x 11.55 = 265.6500  
 ハ 23.00 x 10.60 = 243.8000  
 合計 512.5200  
 1/2 256.2600

85-308  
 イ 14.55 x 2.15 = 3.12825  
 ロ 21.35 x 8.90 = 190.0150  
 ハ 21.35 x 10.60 = 226.3100  
 合計 429.45325  
 1/2 214.7266

85-304  
 イ 23.60 x 11.55 = 272.5800  
 ロ 23.60 x 11.75 = 277.3000  
 ハ 15.95 x 0.10 = 1.5950  
 合計 551.4750  
 1/2 275.7375

85-300  
 イ 15.00 x 0.20 = 3.0000  
 ロ 22.95 x 11.25 = 258.1875  
 ハ 22.95 x 10.70 = 245.6525  
 合計 506.8400  
 1/2 253.4200

85-307  
 イ 22.80 x 10.95 = 249.6600  
 ロ 22.80 x 11.30 = 257.6400  
 ハ 15.10 x 0.20 = 3.0200  
 合計 510.3200  
 1/2 255.1600

85-305  
 イ 21.95 x 10.60 = 232.6700  
 ロ 21.95 x 9.25 = 203.0375  
 ハ 16.25 x 2.00 = 32.5000  
 合計 468.2075  
 1/2 234.1037

縮尺 1/

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (大阪法務局箕田林支局管轄)  
 令和6年12月19日 東京法務局中野出張所 登記官

登記年月日：昭和51年9月13日

0681364

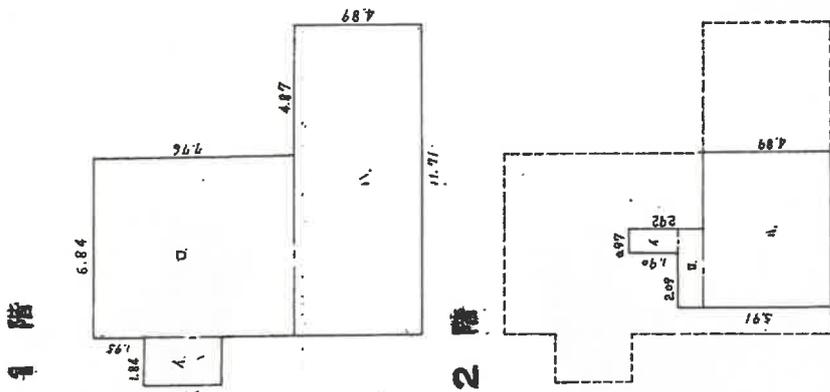
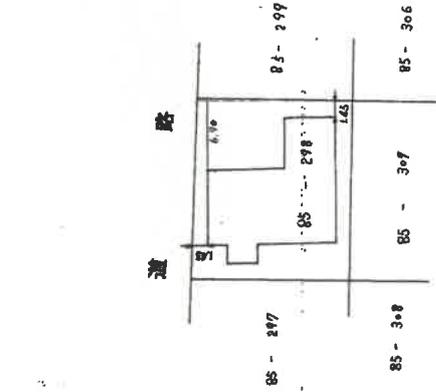
建築物階平面図

S.51.9.13.

内子権人  
土地家屋  
調査士

家屋番号	85-298
建物の所在	河内長野市大師町 85-298

製作年月日	昭和51年9月10日	製作者	富士屋地産株式会社	申請人	
-------	------------	-----	-----------	-----	--



1階 A	2.95	x	1.84	=	5.4280
1階 B	6.84	x	7.76	=	53.0784
1階 C	11.71	x	4.89	=	57.2619
1階 計					115.7683 m <sup>2</sup>
2階 A	1.90	x	0.97	=	1.843
2階 B	3.06	x	1.02	=	3.1212
2階 C	5.91	x	4.89	=	28.8999
2階 計					33.8641 m <sup>2</sup>

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

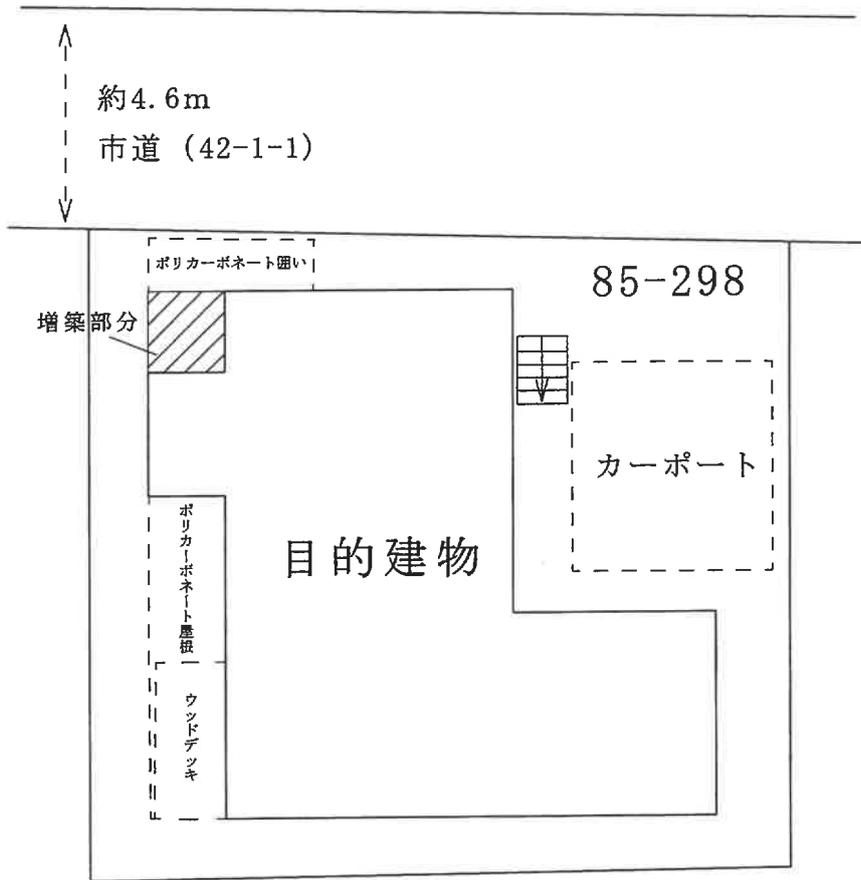
A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (大阪法務局富田林支局管轄)  
 令和6年12月19日 東京法務局中野出張所 登記官

請求番号：9-3

# 土地建物位置関係図（概略）

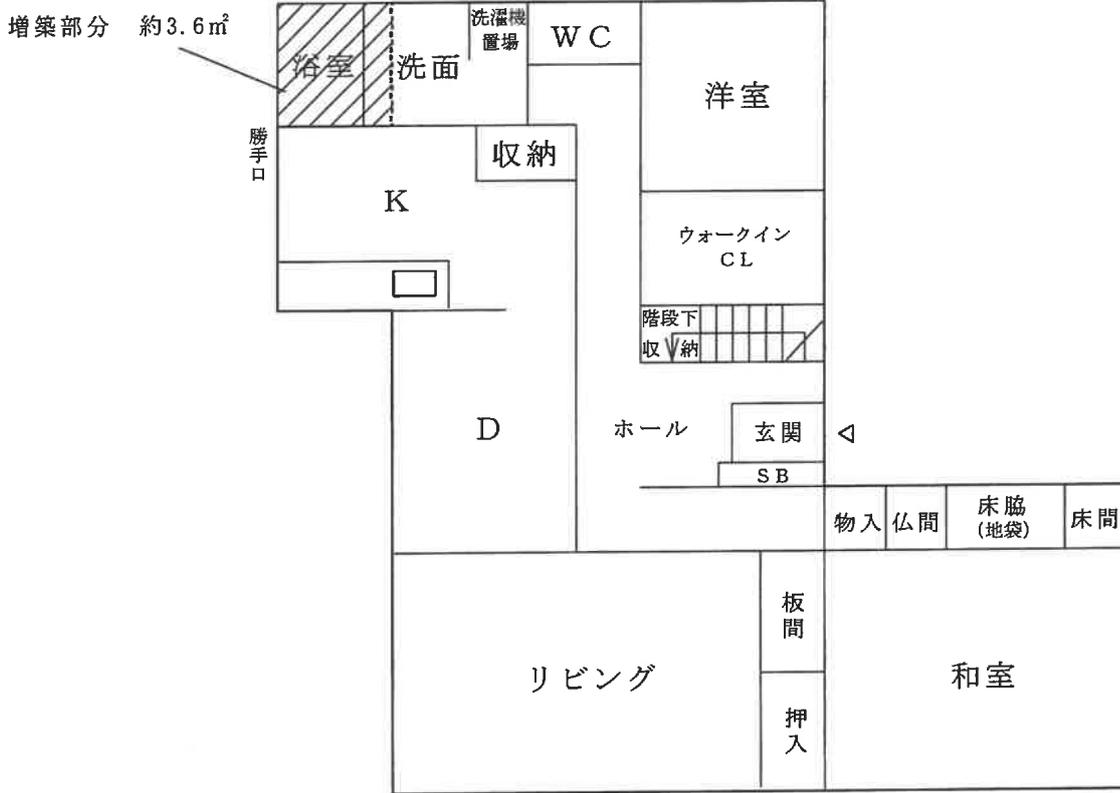
< — — > 現地概測数量



令和7年（ケ）第1号事件

# 間取図 (概略)

## (1階)



## (2階)

